

# 東京地方税政連

発行所：東京地方税理士政治連盟 ● 横浜市西区花咲町4-106(税理士会館内) 電話(045)243-0521  
発行責任者：会長 瀧浪 貫治 ● 編集責任者：広報委員長 藤田 伸哉 ● 印刷・製本：株式会社 佐藤印刷所



## 目次

- 会長ご挨拶 東京地方税理士政治連盟 会長 瀧浪 貫治…… 2
- 会長ご挨拶 神奈川県税理士政治連盟 会長 三堀 孝夫…… 3
- 神奈川県税理士政治連盟 第54回定期大会報告 …………… 4
- 東京地方税理士政治連盟 第54回定期大会報告 …………… 5
- 山梨県税理士政治連盟 第54回定期大会報告 …………… 7
- 大会決議…………… 8
- 令和3年度税制改正に関する要望の内特に重要な5項目…………… 9
- 菅義偉議員総理就任 瀧浪貫治会長…………… 11
- 三堀孝夫会長…………… 11
- 新井通夫後援会幹事長…………… 12
- 神奈川県税政連だより／山梨県税政連だより…………… 12

# 定期大会あいさつ

## 東京地方税理士政治連盟

### 会長 瀧浪 貫治

第54回の定期大会の開催に当たり、日頃の会員の皆様のご理解とご協力に対して感謝いたします。本来であれば多くの会員皆様のご出席を頂き、かつ、ご来賓をお招きして本大会を開催いたしたいところではありますが、新型コロナの発生より、かつ、未だ収束の見通しが見えない状況で大幅に縮小した大会開催となりました事にご理解を頂きたいと思っております。

さて税政連のこの一年間の活動報告をさせていただきますと、

昨年7月21日参議院議員選挙に於いて神奈川県では牧山ひろえ、島村大、佐々木さやか議員3名、山梨県では赤池誠章議員の推薦をし、税政連、後援会が中心となって、多くの会員の積極的なご協力を頂き全員の当選を果たすことが出来ました。今後とも、推薦候補の皆様を積極的に応援したいと思っておりますのでさらなる会員皆様のご協力をお願い致します。

次に税制改正についてですが

令和2年度の税制改正では税理士会連合会の建議事項の実現に向けて、全国の税政連が一丸となって32項目の税制改正要望を政党や国会議員に対して積極的に働きかけを行いました。前年度より引継ぎの最重要項目としていた「消費税について単一税率の維持」については大変残念ですが成果が見られませんでした。前年に軽減税率の導入をしたことから、自民税調では税制改正の検討すらされていない事が事実だったようです。

令和3年度の税制改正に関する建議書がすでに日税連で6月11日の理事会に於いて機関決定されていますが、最重要項目として4項目が掲げられています。1. 適格請求書等保存方式の見直し、いわゆるインボイス制度の導入の廃止 2. 消費税における非課税取引の範囲の見直し

3. 基礎的な人的控除のあり方 4. 災害損失控除の創設が掲げられており、前2年間最重要項目としていた「軽減税率の廃止と単一税率の復活」は令和3年度は除かれています。

今後とも税政連として連合会の要望項目について引き続き訴えていきたいと考えておりますので多くの会員のご協力をお願いいたします。

ただし、日税政では今年に入ってから、必要な委員会は少人数での会議、又はウェブ会議等で開催とされていますが、正副会長会ですら開催されておらず、来週20日にウェブ会議で開催されることが決まっている程度で多くのことが進んでいないのが現状です。このような状況では税政連の要望実現のために例年開催している秘書懇談会も後援会を総動員しての議員に直接面談しての国会陳情も実施するのは大変困難だと思われま。

しかし、インボイス制度については、来年10月より事業者の申請登録の手続きが開始するという期日が迫っているのが現実であり大変危惧しております。

何らかの緊急な対応をしなければと思っております。

次に、年々低下している税政連における会費収納率についてご報告させていただきますが、相変わらず神奈川県税政連に於いて収納率が一昨年に60%を割り込み58%弱となつてから令和元年度も多少の減少が続いている状況であります。新入会員の加入が近年著しく低下しているのが大きな原因ですが、現在の未納会員も40%以上いることから、神奈川県税政連が、全支部への定例会に参加してのお願いや全支部幹部とのランチミーティング等で加入依頼のご努力を頂いております。しかし税政連の役員だけでは改善は難しく税理士会会員が一丸となつて

協力していただき税政連への加入を推進していく事が大切かと思われま

す。最後になります、「過去に感謝・未来に責任」この言葉は、平成24年11月に税理士制度70周年の記念事業のテーマとして使われた言葉であり記念誌のタイトルにもなっていますが、税理士制度発展のために尽力された先人たちへの感謝と、この誇り高い税理士制度を次なる世代に責任を持って承継するという固い決意から使われた言葉であります。

現在の税政連会費収納率を見て、次なる世代に対して責任を果たしていると言えるのでしょうか？

「無償独占という」現在の税理士制度に甘えて、

あたかも当然の権利とされている未納会員に申し上げたい。それは大変無責任であると！

また、新入会員に問いたい「無償独占の意味をご存ですか？無償独占がなくなったら、税理士業は確実に不況業種となる事を認識すべきである」

以上で活動報告を終わります。

今後とも、会員の皆様にはご指導ご鞭撻を頂き少しでも問題解決ができるよう活動していきたいと思っておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日は誠に有難うございます。

# 定期大会あいさつ

## 神奈川県税理士政治連盟

### 会長 三堀 孝夫

今日は 只今ご紹介を頂きました 神奈川県税理士政治連盟会長の三堀孝夫です。

第54回定期大会開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今大会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小し、場所も従来のホテルから税理士会館に変更し、またご来賓も招待せず、懇親会も行わないで開催させていただくことになりました。

これらはすべて、会員の皆様の健康と安全を最優先に考慮した決定とご理解いただければ幸いです。

さて、令和元年度の事業を振り返りますと平成31年4月から令和2年2月初旬までは事業計画に則り、順調に事業を消化してまいりましたが新型コロナウイルス感染拡大により、事業年度としては、令和2年3月31日で一区切りであります、次年度の4月以降本日まで活動が停

止状態にあります。

従いまして次年度の予算につきましてはこの点を考慮しまして支出面で340万円も前年度より少なく計上されております。

このことは県連の財政にとっては、喜ばしいことではありますが、その反面税政連活動が対内的にも、対外的にも停滞してしまうということがあります。

このような状況の中でまずは本定期大会を無事終了させていただき、定期大会以後の活動については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を最優先にしながらこの難局を乗り越えていきたいと考えております。

従いまして本定期大会を短時間で無事終了いたしたく、議案のスムーズな審議をお願いいたしまして開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

# 第54回定期大会が開催される

6月10日(水)山梨県税理士政治連盟が山梨県税理士会館(甲府市)で、7月15日(水)神奈川県税理士政治連盟定期大会、東京地方税理士政治連盟定期大会が、税理士会館(横浜市西区)に変更して開催された。本年は新型コロナウイルス感染防止のため規模を縮小しての開催となった。

## 神奈川県税理士政治連盟定期大会報告

定刻13時30分、大澤清治神奈川県税理士政治連盟副会長の司会により、出席者数35人であり本会が適法に成立したとの報告があった。

齋藤敏治神奈川県税理士政治連盟副会長が定期大会の開会を宣言し、三堀孝夫神奈川県税理士政治連盟会長が挨拶を行った。その後長治克行会員(横須賀支部)が議長に指名された。

長治議長は議案審議に先立ち、議事録署名人に平田由紀子会員(鎌倉支部)、書記に大滝知秀会員(保土ヶ谷支部)を指名して議事に入った。

### 第1号議案 令和元年度運動経過及び組織活動報告承認の件

中川公登神奈川県税理士政治連盟幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

### 第2号議案 令和元年度収支決算承認の件

田中秀拓財務委員長が議案書に基づき説明・報告を行い、続いて中山晃会計監事により監査報告が行われた。

長治議長は、第1号議案・第2号議案について、



三堀孝夫会長あいさつ



司会 大澤清治副会長



議事録署名人 平田由紀子会員



書記 大滝知秀会員

議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に裁決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、原案通り可決承認された。

### 第3号議案 令和2年度運動方針決定の件

中川幹事長が議案書に基づき説明を行った。

### 第4号議案 令和2年度組織活動方針決定の件

中川幹事長が議案書に基づき説明を行った。

### 第5号議案 令和2年度収支予算決定の件

田中財務委員長が議案書に基づき説明を行った。

長治議長は、第3号議案から第5号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったため議場に裁決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、原案通り可決承認された。

### 第6号議案 大会決議採決の件

中川幹事長が議案書に基づき説明を行った。

長治議長は、第6号議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に裁決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、原案通り可決承認された。

全ての議案が可決承認後、感謝状贈呈（名簿披露のみ）と祝電披露は、地区連大会での披露となり、最後に六槍勝明副会長の閉会宣言をもって本大会は終了した。

（神奈川県税理士政治連盟広報副委員長 小林由美子）

## 東京地方税理士政治連盟定期大会報告

14時15分、中川公登神奈川県連幹事長の司会により、出席者は（神奈川36名、山梨1名計37名）であり本会が適法に成立したとの報告があった。

濱田茂東京地方税理士政治連盟副会長が定期大会の開会を宣言し、瀧浪貫治東京地方税理士政治連盟会長が挨拶を行った。

議長に高橋稔会員（横浜南支部）が指名され、議長は、議事録署名人に山下利徳会員（戸塚支部）、書記に中山晃会員（小田原支部）を指名し議事に入った。

### 第1号議案 令和元年度運動経過及び組織活動報告承認の件

鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟幹事長が議

案書に基づき説明・報告を行った。

### 第2号議案 令和元年度収支決算承認の件

佐野光明財務委員長が議案書に基づき説明・報告を行い、続いて宇久田進治会計監事が所用により欠席のため、鈴木幹事長が監査報告書を代読した。

高橋議長は、第1号議案、第2号議案について議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったため、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第1号議案、第2号議案は原案通り可決承認された。



瀧浪貫治会長あいさつ



司会 中川公登県連幹事長



議事録署名人 山下利徳会員



書記 中山晃会員

**第3号議案 令和2年度運動方針決定の件**

鈴木幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

**第4号議案 令和2年度組織活動方針決定の件**

鈴木幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

**第5号議案 令和2年度収支予算決定の件**

佐野財務委員長が議案書に基づき説明を行った。

高橋議長は、第3号議案から第5号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったので、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第3号議案、第4号議案、第5号議案は原案通り可決承認された。

**第6号議案 大会決議採択の件**

鈴木幹事長が説明を行った。

高橋議長は、第6号議案について議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったので、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第6号議案は原案通り可決承認された。

可決承認された7項目の大会決議文が中川司会者より朗読された。

議案審議終了後、後援会活動に功績のあった2名の感謝状贈呈者の名簿が披露され、続いて太田直樹日本税理士政治連盟会長からの祝辞を司会者が代読した。また、北島則行東京地方税理士会会長、国会議員、関連団体からの祝電が披露された。

砂田俊二山梨県税理士政治連盟会長の挨拶があり、最後に石井正夫副会長の閉会宣言をもって本大会は終了した。

(神奈川県税理士政治連盟広報委員 相川嘉男)



## 山梨県税理士政治連盟定期大会報告

松土知代副幹事長の司会進行で、松野俊一副会長により開会の宣言がなされ、砂田俊二山梨県税理士政治連盟会長より挨拶がなされた。

砂田会長からは、コロナ禍での開催であるため、将来的な、国会議員秘書との懇談会・国会陳情等の予定が現時点では不透明である点及び特に国会陳情におけるインボイス制度の廃止・単一税率の維持の重要性が述べられた。

その後、司会者より議長の選出について問われ、議場より司会者一任の声があがり、議長に深沢邦秀会員が任命された。同時に、議事録署名人に清水孝会員・本田賢二会員、書記に松土知代会員が指名され、議事に入った。

第1号議案については塩島好文幹事長、第2号議案については初鹿武仁財務委員長より説明がなされ、村松滝夫会計監事より監査報告が行われた。続いて、第3号議案については塩島幹事長、第4号議案については初鹿財務委員長、第5・6号議案については塩島幹事長より説明がなされ、全議案について、審議の結果、賛成挙手多数により、原案通り可決承認された。

**第1号議案** 令和元年度運動経過報告承認の件

**第2号議案** 令和元年度収支決算承認の件及び会計監査報告

**第3号議案** 令和2年度運動方針決定の件

**第4号議案** 令和2年度収支予算決定の件

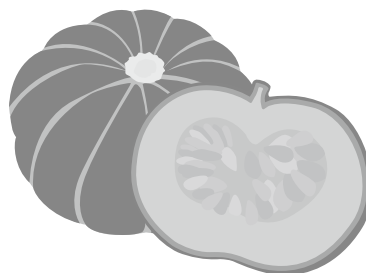
**第5号議案** 次期役員選任の件

**第6号議案** 大会決議採択の件

本年は、第6号議案で可決承認された大会決議文の朗読については、コロナ感染症拡大への対策を考慮し、省略された。その後、後援会会長を退任した田中寿雄会員への感謝状贈呈の報告が行われた。

最後に、砂田会長より閉会宣言がなされ、本大会は無事終了した。

(山梨県税理士政治連盟広報委員長 清水 学)



砂田俊二会長あいさつ



議長 深沢邦秀会員

## 大 会 決 議

税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充を図るとともに、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するため、次のとおり決議する。

- 一、 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、規制改革、T P P等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

以上決議する。

令和2年7月15日

東京地方税理士政治連盟  
第54回定期大会



## 令和3年度税制改正に関する要望の内 特に重要な5項目

税理士法の第1条は、税理士は税務の専門家として、独立した公正な立場において申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを「税理士の使命」と規定している。税理士会の税政に関する意見表明は、まさに税理士の使命に基づく税理士会の義務である。

したがって、この要望書は、次の「税制に対する基本的な視点」に立った税制の実現を希求するとともに、日常の税理士業務において納税者と接している専門家の立場から税務行政に関する提言を行っており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目指すためのものである。

「税制に対する基本的な視点」	* 公平な税負担	* 理解と納得のできる税制
	* 適正な事務負担	* 時代に適合する税制
	* 透明な税務行政	

### 【消費税 適格請求書保存方式導入の見直し（帳簿保存方式の維持）】

令和5年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）への移行は、事業者及び税務官公署に多大な影響を与えることから、見直しを行う必要がある。

インボイス導入による事務負担の増加は、行政手続コスト削減の方向性に逆行することとなる。複数税率導入による区分経理は、従前の請求書等に一定の事項を追加記載する現行の帳簿・請求書保存方式で十分に機能している。敢えて、事業者及び税務官公署双方に事務負担を強いるインボイス制度導入の必要性はないと考える。

また、消費税制に基づく免税事業者の多くは小規模事業者である。政策的配慮により免税事業者とされるこれらの事業者に対し、インボイス制度が、大きな影響を及ぼすことが十分に考えられる。インボイス制度が導入されると、インボイスを発行できない免税事業者が取引から排除される懸念がある。さらに、不当な値下げ要求も予想される。経営基盤の弱いこれらの事業者がやむなく課税事業者を選択した場合の経営上の困難も予想される。

新型コロナウイルス感染症の影響による、通常と異なる経済・社会の下では、インボイス導入は事業者にさらなる負担と混乱を招くおそれがある。少なくともこのような状況において、インボイス導入は見合わせるべきである。

### 【消費税 軽減税率制度の廃止】

軽減税率制度は、消費税率2%の引き上げに際し、低所得者対策として導入されたが、以下の問題点が指摘され、また、税の現場では中小事業者の多くが今なお反対している。

1. 低所得者世帯に対する軽減効果(約1,430億円)より高額所得者世帯に対する効果(約2,830億円)のほうが大きく、低所得者対策の効果は限定的

であり、無駄が大きい。

2. 毎年、約1兆1千億円の財源を毀損し、将来、標準税率をさらに上げると、その額はさらに大きくなる。
3. 事業者及び課税庁双方に、多大な事務費と時間コストを強いている。

2014年、東京で世界各国の課税担当者による付加価値税(消費税)の会議があり、OECDは「低所得者対策としての軽減税率制度は、対象者を限定した給付措置に対して極めて非効率である」との意見を公表し、参加した世界各国の課税担当者も賛同した。情緒的判断で安易に軽減税率を採用すべきではない。10%の税率で低所得者対策が必要か否かは、科学的合理性に基づき判断し、必要な場合は、一定額のプリペイドカード等を対象者等に直接配布するなどの効率的かつ簡便な方法を採用すべきである。

昨年9月までの日本の消費税税制が、単一税率と帳簿方式ゆえに世界の中で極めて機能的制度と高く評価されていることの重要性を忘れてはならない。

### 【所得税・相続税 災害損失控除の創設等】

近年、日本は毎年激しい大規模災害に見舞われている。この傾向は今後も続き、激しさ及び規模はさらに増加すると専門家の多くが指摘している。

このような状況下で、災害により生活の基盤を失った納税者に対する所得税制が必要である。

現行では、個人が災害で損害を生じた場合、盗難及び横領と同列に取扱い、これらに係る損失を「雑損失」として、一定の手続き(雑損控除)に基づき課税所得金額を計算することとなっている。しかし、以下の理由により現行の雑損控除制度が、近年の激甚災害等が多発する状況に対応しきれていないのではないか、との疑念がある。

それは、雑損控除制度が「災害損失は生活上の必要経費的支出である」とする考えが原因ではないかと考えられる。

性格の全く異なる災害損失を盗難・横領による損失と同列視してその合計額を、課税所得計算の過程で、必要経費類似支出として、各種所得控除前に控除することは、被災した納税者に著しく不利に作用する。すなわち基礎控除や配偶者控除等の基礎的人的控除や社会保険料控除等の納税者が等しく受けられるべき控除が切り捨てられる。さらに翌年以後に繰越されるべき災害損失の金額は、切り捨てられた所得控除額に相当する分が減少する。

災害により被災して損失を生じたら、基礎的人的控除等の納税者が等しく受けられるこれらの控除の適用がないとする現行の制度は不合理と言わざるをえない。

災害による損失は偶発的で自己の責任によらない文字通りの天災の場合がほとんどであり所得を得るために支出する必要経費では決してない。

激甚災害による被害は広範囲かつ長期に及ぶ。被災者の生活再建に資するための税制も必要である。

以上の理由により、次の6項目を要望する。

1. 災害による損失を災害損失として雑損失から独立させる。
2. 災害による損失額の控除を、他の所得控除後（最後）に控除する。
3. 損失の繰越期間を伸長する。（現行3年を5年から10年）
4. 前年分への遡及適用を認める。
5. 災害損失の額は領収書等による金額を基礎として計算される額とする。（一定の場合は固定資産税評価額で可）
6. 移転費用等の関連支出も災害損失とする。

また、相続時精算課税制度により取得した資産が、災害により時価が著しく低下した場合について、相続時に加算する当該被災資産の価額について、贈与価額と相続時価額のいずれか低い価額とすべきである。

### 【所得税の抜本的改正について】

1. 所得計算上の控除から基礎的人的控除へのシフト

基礎的人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。

したがって、このような性質を有する課税最低限は財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合

わせていくことが望ましい。

その際、給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的人的控除を中心として課税最低限を確保することが適切である。

### 2. 基礎的人的控除のあり方

最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費不課税の観点から、基礎的人的控除については、その額を引き上げた上で、所得控除方式を維持すべきである。その際、課税最低限を構成する基礎控除を通減・消失させることについては、憲法の要請も踏まえ慎重な検討が必要である。

なお、その他の人的控除項目については、整理合理化を図りつつ、可能な範囲で税額控除化すれば、所得再分配機能が低下していることや高所得者の負担軽減額が大きくなるという問題は相当程度解消されることとなる。

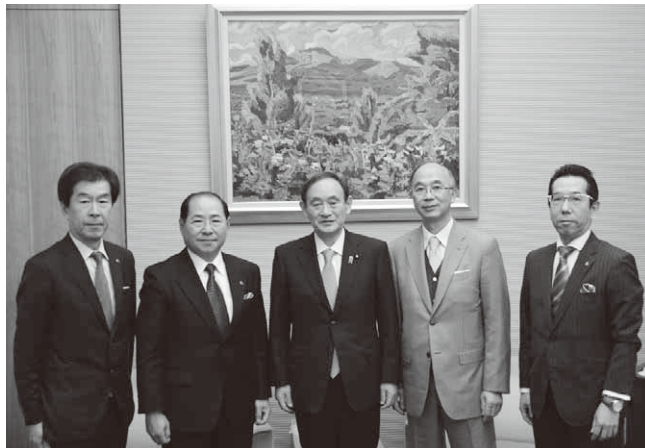
### 【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正について】

新型コロナウイルス感染症は一向に収束する気配がみうけられない。この感染症による経済危機がもたらす納税環境の深刻な悪化に備えるため期間を限定し、以下の特例措置の創設を要望する。

1. 欠損金の取扱いの拡充
  - ①中小法人等の青色欠損金の取扱いの拡充（法人税）
  - ②災害損失欠損金の範囲の拡充（法人税）
  - ③中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充（法人税・地方税）
2. 純損失等の取扱いの拡充
  - ①純損失の繰越控除の拡充（所得税）
  - ②純損失の繰戻還付制度の拡充（所得税・地方税）
  - ③業務用不動産の譲渡の取扱いについて（所得税）
3. 法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額の減免・免除（地方税）
4. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長（相続税・贈与税）
5. 役員給与の改定（法人税）
6. 中小企業経営強化税制（C類型）の適用要件の緩和
7. 債権放棄が行われた場合の取扱い
  - ①債権放棄をした債権者の取扱い
  - ②債務免除を受けた債務者の取扱い

## 菅義偉議員第99代首相に

9月14日、自由民主党は党大会に代わる両院議員総会を開催し、菅義偉官房長官（神奈川2区）を第26代総裁に選出し、16日に召集の臨時国会で第99代首相に指名されました。また、菅内閣の発足に伴い、当税政連関係として以下の3人の閣僚、2人の副大臣が就任しました。



平成28年1月1日発行 日本税政連新聞掲載写真より

### 【閣僚】

国家公安委員会委員長(国土強靱化担当・防災、海洋政策)

小此木八郎衆議院議員(神奈川・3区)

行政改革担当大臣(国家公務員制度担当・沖縄及び北方対策・規制改革)

河野太郎衆議院議員(神奈川・15区)

環境大臣(原子力防災担当)

小泉進次郎衆議院議員(神奈川・11区)

### 【副大臣】

環境副大臣

堀内詔子衆議院議員(山梨・2区)

厚生労働副大臣

三原じゅん子参議院議員(神奈川選挙区)

## 首相就任おめでとうございます

### 東京地方税理士政治連盟

#### 会長 瀧浪 貫治

この度は菅義偉官房長官が第99代首相に就任されましたこと誠におめでとうございます。神奈川県選出の国会議員として小泉純一郎元首相に続いて菅義偉内閣総理大臣が誕生されたわけです。政治家としての道は昭和62年に横浜市会議員に当選し、2期務められたのを皮切りに、平成8年10月の衆議院議員選挙に神奈川2区より立候補され見事に当選、現在のご活躍に至るわけですが、地盤・看板・カバン無しのためたき上げと聴いて感銘を受けている次第であります。

菅義偉総理と始めてお会いしたのは、20年前頃に遡りますが私の顧問先のお子さんの結婚式の仲人を依頼された折に披露宴で新郎のご来賓として紹介されお会いしたのが初めてでした。その際の来賓祝辞の中で印象に残っているのが新郎新婦に対して「お子様は3人以上生んでいただきたい」とお話され、その時ご自身も3人のお子様がおられるとおっしゃられていたと記憶しています。総理の新たな政策の中の一つに不妊治療の保険適用問題を掲げていますが少子化問題について当時から一貫していたことを思い出した次第です。

菅義偉総理に関しましては、現在多くのマスコミ等から報道されていますが庶民感覚を持った政治家として今後も末永く益々ご活躍頂きたいと願っております。

### 神奈川県税理士政治連盟

#### 会長 三堀 孝夫

自民党の菅義偉議員は、令和2年9月16日第99代首相に就任されました。神奈川県にとっては、小泉純一郎元首相に続いて2人目で大変素晴らしく名誉あることであります。心よりお祝い申し上げます。

税理士政治連盟は、「税理士による国会議員等後援会」を通じて国会議員の先生方を支援しております。

この趣旨は後援会活動を通じて、議員の政治活動をバックアップすると同時に、税制改正等における情報収集をして、税理士会・税政連の目的を実現することにあります。

「税理士による菅義偉後援会」は平成9年12月4日に設立され20年以上の歴史があるわけですが、上記の趣旨に則った積極的な活動をしていただいております。

ここ5、6年は菅先生自身地元には一度も帰られていないということでもあります。

安倍内閣の官房長官としていかに激務をこなされてきたかということでもあります。

このコロナ禍の中での首相就任は、今まで以上に大変な激務の連続になると思いますが、健康には十分留意して国民のために頑張ってくださいと思います。

税理士会・税政連の要望につきましては、後援会並びに秘書の方を通じて国民、納税者、中小企業の発展のために引き続き行っていきますのでよろしくお願い致します。

## 税理士による菅義偉後援会

## 幹事長 新井 通夫

菅義偉先生が令和2年9月16日、内閣総理大臣に就任されました。

横浜市出身（選出）の総理大臣は初めてであり、後援会としてもとても嬉しく思います。

平成24年から続いた安倍政権のもとで、内閣官房長官を長期にわたり務めてこられたのですから、総理大臣になられたのは当然のことでしょう。

官房長官時代に官邸を訪れた際、「健康の為に毎朝1時間位散歩をしている。」と仰っておられました。官房長官時代以上の警備体制となり、好きな散歩も自由には出来なくなるでしょうが、健康にはご留意していただきたいと思います。

菅総理は自民党総裁選での政策として『国の基

本は「自助・共助・公助」です。人と人との絆を大切にし、地方の活性化、人口減少、少子高齢化等の課題を克服していくことが、日本の活力につながるものと確信します。すべての国民の皆さまが輝くことのできる国づくりのために、私は持てる力の全てを尽くす覚悟です。』と述べられました。

コロナ禍を乗り越えるには必要な考えです。菅総理には国のリーダーとして力を存分に発揮して頂きたいと思います。



## 神奈川県税政連だより

## 神奈川県税政連活動

- 令 2. 8.18 第1回正副会長正副幹事長会 合同会議  
／税理士会館8階
- 8.27 鈴木馨祐 政経セミナー／ANA インター  
コンチネンタルホテル東京
9. 1 第3回証票伝達式〈中止〉／税理士会館8  
階
9. 2 第3回広報委員会〈中止〉／税理士会館2  
階事務局
9. 3 地区連 第2回財務委員会  
神 連 第2回財務委員会  
／税理士会館2階事務局
9. 7 協同組合 秋季ゴルフ大会／平塚富士見カ  
ントリークラブ
- 9.14 片山さつき 政経セミナー／ホテルニュー  
オータニ

- 9.14 鈴木馨祐 神奈川7区企業団体協議会  
設立総会／新横浜グレイスホテル
- 9.15 神連 税理士による後援会会長・幹事長  
会／税理士会館8階
- 9.18 第4回広報委員会／税理士会館2階事務  
局
- 9.24 日税政 定期大会／日本税理士会館10階  
ホール
- 9.29 笠浩史 政経懇話会／ザ・キャピトルホテ  
ル東急
10. 2 第5回広報委員会／税理士会館2階事務  
局
10. 5 田中和徳 新都市構想セミナー／品川プリ  
ンスホテル
10. 6 山梨県連 国会陳情／衆議院第1議員会  
館
- 10.23 林文子さんを励ます会／ロイヤルホールヨコ  
ハマ

## 山梨県税政連だより

## 山梨県税政連活動

- 令 2. 4. 2 令和元年度期末監査／税理士会館  
第1回財務委員会／税理士会館
- 4.16 総会打合せ会／税理士会館
- 4.27 第1回正副会長正副幹事長会、幹事会、  
相談役等合同会議／【書面】
- 4.30 正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役  
等合同会議／【書面】

- 5.11 第2回総会打合せ会／税理士会館
- 6.10 第54回定期大会／税理士会館
8. 7 親善ゴルフ大会打合せ／税理士会館
- 8.29 山田一功氏の県議会議長就任報告会／甲  
府記念日ホテル
- 9.24 第2回正副会長正副幹事長会、幹事会、  
相談役等合同会議／甲府商工会議所  
山梨県関係国会議員秘書との懇談会／甲  
府商工会議所

## 協同組合からのご案内

東京地方税理士協同組合

東京地方税理士協同組合は、

1. 組合員等の社会的地位の向上と福利厚生の実を図る
2. 提携企業との共存共栄を図る
3. 税理士会に貢献する

を基本方針として、税理士会では行う事の出来ない各種収益事業等を行っております。

これらの事業で得た収益は、税理士会との共同事業、ご協力を頂いた支所への交付金として、又、組合員等への福利厚生事業等として還元しています。

現在、「全税共第35回記念全国統一キャンペーン」を9月～11月末までの3か月間行っております。組合員・準会員の皆様からの関与先のご紹介をお願い申し上げます。

そして、このたび全税共提携生命保険会社の税理士VIP代理店を行っております組合員を対象とした「東京地方税理士協同組合税理士VIP代理店会」を発足致しました。各種セミナー、懇親会等を通じて業務知識の向上と情報共有を行い、VIP代理店のさらなる発展の一助となることを目指しております。税理士VIP代理店会の趣旨・目的をご理解いただき代理店会正会員へご入会いただきたくお願い申し上げます。

さて、協同組合では各種事業を行っておりますが、(株)日税サービスとの協同募集にて自動車保険・火災保険の取扱い代理店となっております。集団扱いとなり保険料がお安くなりますので、お見積り、ご相談等をお待ち申し上げます。

また、従業員の退職金制度である中小企業退職金共済制度や、中小企業のいざという時のための中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)、経営者のための退職金制度である小規模企業共済をお取扱いいたしております。協同組合が窓口となっておりますので事務局までお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保険事業を中心とした協議会、また各種厚生事業、研修会は、実施方法の調整等を余儀なくされておりますが、協同組合ニュース、メールマガジン、郵便物等に目を通して頂き、協同組合事業への更なるご協力をお願い申し上げます。

**お問合せ先：東京地方税理士協同組合 事務局**  
電話：045-243-0551 F A X：045-243-0550

働くみんなに、  
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に  
ご利用いただいている国の退職金制度です。

# 中退共 中小企業退職金共済制度

## 安全

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

## 有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

## 簡単

社外積立で管理も簡単  
納付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

中小企業経営者の  
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

## 安心の材料をご提供します。

### 小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

### 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

小規模企業共済、経営セーフティ共済へ協同組合を通じてご加入（関与先を含む）していただきますと、組合員・準会員の皆様へ些少ですが協同組合よりお礼を進呈致します。

資料請求やご加入方法の問い合わせは、協同組合事務局までご連絡をお願いします。

東京地方税理士協同組合 事務局 tel:045-243-0551 fax:045-243-0550



Sompo Japan  
Nipponkoa

# 東京地方税理士協同組合

組合員・準会員の先生・事務所勤務のみなさま専用

## 集団扱の長期契約が可能となりました。

火災保険で、長期一括払の場合、  
1年契約を繰り返すより保険料は安くなります!

### 特長1

年払いで  
保険料が  
5%割引

(集団扱一括払による割引)

月払の場合は  
分割割増がかかりません。

### 特長2

自動車保険は

今までお使いの  
ノンフリート等級  
(無事故による割増引)  
を継承できます。

### 特長3

保険料は  
口座振替で  
ご契約時  
キャッシュレス

保険料はご指定の口座から  
お引落しします。

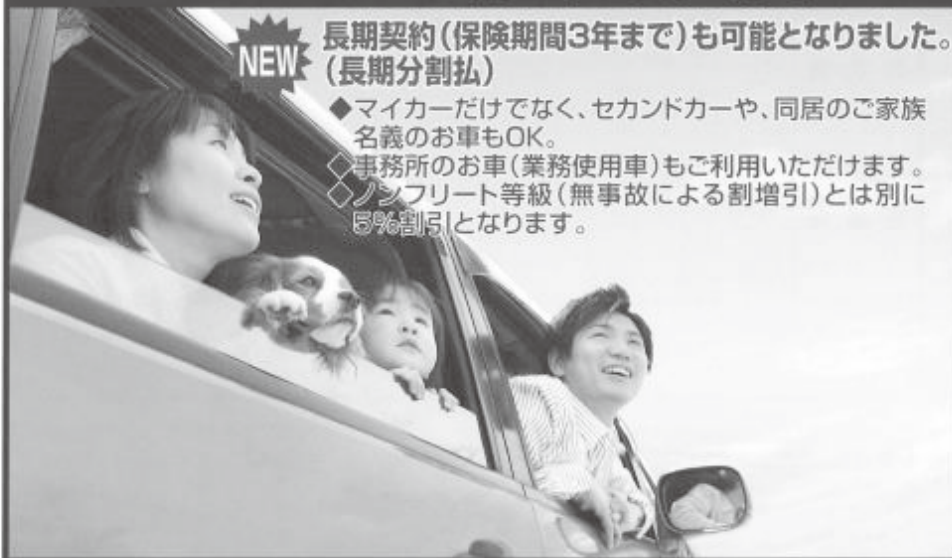
集団扱

## 自動車保険

NEW

長期契約(保険期間3年まで)も可能となりました。  
(長期分割払)

- ◆マイカーだけでなく、セカンドカーや、同居のご家族名義のお車もOK。
- ◆事務所のお車(業務使用車)もご利用いただけます。
- ◆ノンフリート等級(無事故による割増引)とは別に5%割引となります。



集団扱

## 火災保険

NEW

長期契約(保険期間10年まで)も可能となりました。  
(個人用火災総合保険にかぎり長期分割払(保険期間5年まで)、  
長期一括払(保険期間10年まで)が可能となります。)

- ◆自宅だけでなく、事務所の火災保険もご利用いただけます。



お問合せ先：東京地方税理士協同組合 事務局

電話：045-243-0551 FAX：045-243-0550



# かかってない危機。 だからこそ、 中小企業の皆様のために。

営業自粛や休業要請を乗り越えて立ち上がろうとする中小企業。TKC全国会に所属する一万一千四百名の税理士は、皆様のもとを毎月訪問して「巡回監査」を実施し、月次決算のお手伝いや経営アドバイスを行っています。特にこの度のコロナ禍では、融資のご相談や経営再建に親身になって取り組んでまいりました。そんな私たちの活動に対して、日本全国からたくさんの方のうれしい声が寄せられています。私たちTKC全国会もまた、中小企業の皆様と一緒に仕事ができるしあわせを噛み締めながら、地域と社会に貢献してまいります。

## 中小企業の「黒字決算」と「適正申告」を実現するTKCの会計ソフト「FXシリーズ」

経営者の意思決定を支援する最強の業績管理ツールです！

最新業績を経営者の“てのひら”にお届けします▷



**いよいよ岡山県でも感染拡大が...**  
売上減少を月次決算で正確に掴み、複数行に融資を申請  
建築用木製組立材料製造業  
●年商/25億8千万円

**資金調達は完了。何か他に手がないか...**  
月次決算と業績開示が会社の信頼性を高める  
建設業・宅地建物業  
●年商/3千万円

**あの時の決算書の開示が...**  
わずか2週間たらずで500万円の融資を獲得できた理由とは

**売上が7割減。このままでは...**  
積極的な財務情報の開示が奏功し、融資金額を当初の2倍に  
飲食業 ●年商/3億円

**金融調達による融資で正常先になった矢先に...**  
月次決算を実施する中で「強い会社」へと変貌をとげる  
ネジ製造販売・卸業  
●年商/2億2千万円

**会計事務所によって業務内容がこんなに違うのか...**  
会計事務所の経営助言でコロナ禍中の悩みがすべて解消  
イベント業 ●年商/3千万円

**講演会が続々と中止に...**  
月次決算をしているからこそ持続化給付金をスピーディーに獲得できた  
講師業 ●年商/1千万円

**得意先の中国工場が操業停止に...**  
顧問税理士が寄り添ってくれたおかげで新規融資の獲得に成功  
デザイン業 ●年商/2千3百万円

**創業して6年。これからの時に...**  
顧問税理士との二人三脚でコロナ禍のピンチを乗り越える  
造園業 ●年商/3千万円

**スポーツジムを自主休業。その後...**  
財務情報の開示に積極的な姿勢が評価され、プロバ・融資を獲得  
スポーツジム ●年商/1億円

**金融機関が紹介してくれた税理士の指導を受けた...**  
業績管理体制の構築をメイン行が高く評価してくれた  
運送業・製造業 ●年商/4億円

**営業力を強化した直後にコロナ危機が襲う...**  
財務データの公開でスムーズに融資審査が進行  
不動産業・仲介業  
●年商/3千万円

**ラーメン店をオープン直後に...**  
会計事務所的確な指導により融資獲得に成功  
飲食業 ●年商/2千万円

**創業初年度にまさかのコロナ禍で...**  
固定費を削減し、新規事業の資金調達を実現  
中古車買い取り販売  
●年商/6千5百万円

**どこに融資の相談をすればよいか...**  
クラウド型の会計システムで最新業績を報告。迅速な融資実行につながった  
製造業 ●年商/5億4千万円

**リスケ中にもかかわらず、売上がほぼゼロに...**  
中期経営計画で不足額を明らかにし複数行からの融資を獲得  
自動車部品加工 ●年商/1億円

**会社の再生支援中に...**  
資金繰り計画表などを税理士の指導のもとで作成し、融資獲得  
製造業 ●年商/9千万円

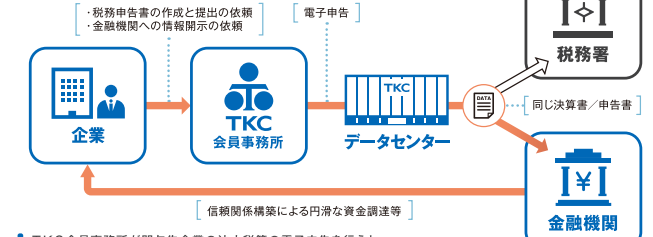
**中国製部品が納入遅延になり、資金繰りが不安に...**  
部門別管理と資金繰りの見える化で金融機関の信頼獲得  
自動車整備・販売 ●年商/1億円

**歓迎会を迎えた時期、コロナ禍が札幌の街を...**  
経営環境の悪化に立ち向かう飲食店の四つの打ち手  
飲食業 ●年商/9千万円

## 金融機関へ決算書等を電子データで提供する「TKCモニタリング情報サービス」

中小企業の資金調達力を高めます。

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



【ドキュメント】「会計で会社を強くする」事例を、Webサイトで公開。  
<https://note.tkc.jp/>

